ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPOみなまた

2001年９月　創刊号

写真：山本　達雄

☆特定非営利活動法人ＮＰＯみなまた　設立しました☆

４月１日の設立総会以来、待望の熊本県知事の認証（７月17日）を受け、法務局水俣出張所に法人登記を行ないました。この登記が完了した７月24日がＮＰＯみなまたの誕生日になりました。名称から「準備会」がとれ、正式に「特定非営利活動法人ＮＰＯみなまた」として発足いたしました。このことをニュース創刊号でみなさんにご報告できることは、無上の喜びですし、身の引き締まる思いがします。

熊本県下で51番目、生まれたばかりのＮＰＯ法人ですが、大いなる可能性を持っています。これを開花させるため、私の後半生をかけて奮闘する決意です。みなさんのご協力を心からお願い申し上げます。

ＮＰＯみなまた　代表理事　橋口　三郎

発行：NPOみなまた　発行責任者：橋口三郎　〒867－0045 水俣市桜井町２－２－20
☎0966－62－9822　fax0966－62－1154　Eメール：npominam@fsinet.or.jp

題　字：江口　睦美．何十回も書いて、ふっと解き放たれた気分のなかで生まれた。水俣の再生と人々が幸せにくらせるまちづくりを願って。　（カット：くさのあき）

ＮＰＯ設立　画期的な大きな第一歩

水俣市で初めてのＮＰＯの設立を心からお喜び申し上げます。代表理事の橋口三郎様は、患者団体の代表として、水俣病解決のため渾身の努力を払われ、心から尊敬いたしています。水俣病問題が一応の結着を見たのを機会に、今度は、福祉ＮＰＯを設立され、弱者の支援活動を始められるのに、大きな感動を覚えます。また、多くの人々が橋口様の崇高な構想に賛同され、ＮＰＯづくりに参加されているのは誠に頼もしい限りであります。

ところで、高齢化、少子化が進む21世紀は、福祉の負担とサービスをどう整合するか難しい課題があります。そこで、公助、互助、自助がほどよく連携した福祉システムの構築が求められています。そのような背景の中で、福祉のＮＰＯの設立は水俣市の福祉の充実のために、画期的な大きな第一歩を踏み出すことになります。市もできる限りの支援をお約束し、ＮＰＯみなまたの限りないご発展をお祈りいたします。

水俣市長　　吉　井　正　澄

誰もが安心して暮らせる地域社会の構築へ

ＮＰＯ法人の設立，誠におめでとうございます。４月の設立準備総会以来，僅かな期間で知事の認証をお受けになり，法人設立を完了されたとのこと，順調な進展の様子がうかがえ，大変喜ばしい限りでございます。

さて，皆様のこれまでの活動は，正にＮＰＯそのものの活動であったわけで，民間による非営利活動として地域社会に様々な貢献をしてこられたのでありますが，今回，法人格を取得されたことによって，社会的な認知度や信頼性，或いは活動の幅がより一層拡大することでありましょう。グループホームや通所介護施設の開設のためには，法人化が重要な要件であったろうかと存じますし，住民と一体となっての環境問題やまちづくりへの取り組みにしても，力強い支えとなるに違いありません。

今後の本格的な活動に，大いにご期待申し上げます。皆様の夢と理想の実現に向けて，どうか着実に歩を進められ，誰もが安心して，生き生きと暮らせる地域社会が構築されるよう願っております。結びに，皆様の益々のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ，お祝いの言葉とさせていただきます。

出水市長　　渋　谷　俊　彦

ＮＰＯみなまたの設立にあたって

水俣協立病院院長　　高　岡　　滋
（ＮＰＯみなまた副代表理事）

このたび、「ＮＰＯみなまた」が晴れてＮＰＯ法人として認証，登記されました。

この「ＮＰＯみなまた」は，グループホームなどの福祉事業をおこなうとともに、水俣病を軸とした環境問題に対する取り組みという２つの軸を持って活動することになっています。現在、グループホームづくりについては、設計図もできつつあり、秋からの建設を視野に入れて、住民や賛同者の方々に物心両面でのご協力をお願い致しております。

私が院長をしております水俣協立病院は、1999年から水俣市でグループホームの運営をおこない、このような生活の場そのものが患者さんの症状の改善に有効であるという経験を蓄積してまいりました。この経験を「ＮＰＯみなまた」でのグループホーム建設に十分生かすことができることと思います。

もう一つの軸であります環境問題に対する取り組みについては、地元水俣周辺地域では患者さんの持っておられる問題を把握して、その解決に取り組んでいくこと、水俣病の記録を残していくことなどを考えております。

日本のマスコミでは全く報道されませんが、現在、水銀汚染は世界的な問題になってきています。それは、これまで報道されてきたような中国やブラジルといった特定の汚染地域での話しではないのです。1990年代後半から、特別な汚染地域でなくとも、母親を介した低濃度メチル水銀汚染により出生小児に異常があるというデータが出されてきています。このデータに基づいて、アメリカのＥＰＡ（環境省）とＦＤＡ（食品薬品局）は、今年１月、妊婦や小児に対する魚介類の節食指導を始めました。しかるに、日本では何もなされておりません。私たちは何かをしなければならないと考えています。

とはいえ、ＮＰＯを運営するのははじめての経験で、手探りで行き当たりばったりのところもあります。各分野の皆さんから、環境汚染に興味のある方、外国語のできる方などをご紹介、ご協力いただき、運動についてのご意見などもいただければと存じます。ＮＰＯ宛てか下記のメールにご連絡をいただきますよう、お願い申し上げます。　stakaoka@os.usen.ne.jp

高齢者グループホーム「三郎の家」がめざすこと

特定医療法人芳和会看護部長　　上　野　恵　子
（ＮＰＯみなまた理事）

痴呆性高齢者グループホームとは、５～10人の痴呆症のお年寄りの方々が援助を受けながら共同生活をしている小規模施設のことです。10数年前、福祉国スエーデンが発祥の地であり、現在ほとんどの施設はグループホームの形態をとっていると聞いています。日本でも同じ頃に出雲市

で始まりましたが、昨年４月介護保険スタートと同時に全国的に広がり、厚生労働省は平成16年までには3200個所設置を目標にしています。

グループホームでは家庭的な環境の下で規則を作ることもなくゆっくりと時が流れます。世話をする職員は入居者のペースに添いながら一緒に生活をするパートナーとして接しています。

こうしたグループホームでの暮らしが痴呆症の進行を予防できるし、家族も安心して託せるといえます。

グループホームふれあいの家（水俣市）

水俣では３年前から水俣協立病院が、住宅街に民家を改造して入居者５人（現在６人）規模のグループホーム「ふれあいの家」を開設しました。実際入居者の方々は表情も生き生きとされ、痴呆症状も軽減してきました。

また、住宅街にある特徴として、住民の方々との隣近所のお付き合い、近くに買い物に出かけるなど普通の暮らしができることです。このことも入居者の方々の喜びになっていますが、同時に地域の方々から「痴呆症があっても悲しむべきことでもない。明るい希望が持てる」などの意見が聞こえてきます。

出水でのグループホーム「三郎の家」も住宅街にあり、庭も広く畑もできます。理想的なグループホームが望めます。さらに「三郎の家」では、10人未満の通所介護（デイサービス）も併設します。昼間のデイサービス以外に日・祭日、そして「今夜は急な用事が出来たのでちょっとお願いします。」など365日、24時間いつでも気軽に応えることが出来る、そんな「三郎の家」を地域の方々とご一緒にめざしたいと思います。

グループホーム「三郎の家」建設の現状について

ＮＰＯみなまた理事　　中　山　裕　二

代表理事の橋口三郎さんの土地に建設準備をすすめている「三郎の家」は、平面図ができあがり、いよいよ本設計の段階です。平面図作成にあたっては、グループホーム「ふれあいの家」（水俣市）のスタッフのみなさんの日常の介護実践に裏付けられた貴重な意見を出していただきました。利用者にとってもスタッフにとっても使い勝手の良い家ができそうです。

また、「三郎の家」の理念に賛同していただいたみなさんから、建設費用が続々と寄せられて、心強い限りです。水俣市の高校の先生方、60人あまりからカンパが寄せられるなど、これまでにない広がりも出てきました。

しかし、目標からすると半分を少し超えたところです。みなさんのまわりで協力していただける人をもうひとまわり広げていただきますよう、お願いいたします。

引き続き建設費用を集めながら、今年10月着工、来年３月上旬竣工をめざします。

４月１日．ＮＰＯみなまた設立総会での講演

水俣病の現局面をめぐる動きと私たちの役割

～水俣病の経験から学ぶ～

水俣病訴訟弁護団　　弁護士　板井　優
（ＮＰＯみなまた理事）

今年３月28日、東京地裁で阿部英（たけし）被告に対し無罪との判決が下ったことは御承知の通りです。私は、ＨＩＶ薬害被害者の川田龍平さんがうなだれているところを撮影した写真を見て思わず頑張れと言ってしまいました。阿部氏はいうまでもなく薬害エイズ刑事事件の被告で、元帝京大学副学長です。判決は、「最先端の学問知識に接し、専門性が高かった世界の研究者の当時の見解に照らしても、ＨＩＶ抗体検査陽性の意味は不明な点が多かった」として予見可能性を否定しています。

しかし、私はこの判決の考え方には承服できません。この判決は、さらに「阿部被告は非加熱製剤の危険性を認識していたが、高い確率で多くの患者をエイズに感染させることを予見できたとはいえない」としています。かって水俣病におる国の責任の問題を弁護士や学者の間で議論しているときに、薬害スモンで薬事法で国が薬の認可をするのだから、国は安全性について産業公害の水俣病とは比較にならないくらい法律上の責任があるのだという強い意見をよく聞きました。要するに、水俣病で国の責任を問うのは難しいぞという意見です。しかしながら、その水俣病での熊本地裁判決でも「結果の具体的なことは知らなくとも、安全性が確認されない限り危険と考えるべきだ」としています。確かに、事前に、具体的にどのような経過をたどって水俣病が発生するかどうかまで当てるのは神業というべきでしょう。

しかし、人間の命や健康に害を及ぼす化学物質を人間が食べる魚の棲む海にタレ流すことは、安全性が確認されないかぎり危険だから止めるべきだという考え方は当然ではないでしょうか。

世紀をこえて

ところで、本日のテーマは「水俣病の現局面をめぐる動きと私たちの役割」で、ＮＰＯみなまたの設立にあたってなにか元気のでる話をしろということだろうと思います。21世紀の最初の年の、しかも年度始めの日である４月１日に設立されるＮＰＯみなまたですので、まずは20世紀から21世紀始めまでの水俣病問題の動きについて述べたいと思います。水俣病が公式に確認されたのは1956年５月１日です。公式確認の第一号患者は水俣湾の南側にある坪谷に住んでいた田中静子、実子姉妹であることはよく知られています。当時の水俣病患者と家族の悲惨な状態は、昨年出版しました「水俣病裁判全史」第３巻に収録した通りですので、本日は省かせて頂きます。ただ私がここで一番言いたいのは、病気は古来から大きな人間的不幸の中に数えられ、その克服のために様々な努力がなされきたという意味で人類の最も古くからの課題であるということです。

よく人間の歴史は自然との闘いの歴史であると言われます。その意味では、自然との闘いでいかに共同して効果的に対処する社会制度をつくるかという課題に人類は古来より訓練され続けてきたといえるでしょう。しかし、公害のない環境保全型の社会制度を作っていく課題は、まさに人類が20世紀に直面したものであり、短期的には対立するかに見える経済的利益と命や健康そして環境保全という問題を、より長期的視野に立って人類全体の問題としていかにして解決してい

くのかという課題です。

異なる対応

私は、水俣病の第三訴訟の裁判を担当しているときに、昭和30年代前半に厚生省の公衆衛生局長をしていた尾村偉久さんの証人尋問の打ち合わせをした事があります。実は水俣病が発生しているまさに同じ時期に、同じ場所で、ほぼ同じような病気に対して全く異なる態度を、当時の厚生省は取っていたのです。

すなわち、当時厚生省は熊本地方に蔓延していたポリオ（小児マヒ）を撲滅するためにソ連からワクチン入りボンボンを緊急輸入し、薬事法に規定した検査期間に違反して子供たちに与えました。これがすばらしい効果をもたらしたことはご承知の通りです。ところが、厚生省は水俣病について適切な法律が無いといって手を打ちませんでした。

そこで、私は尾村さんに、当時食品衛生法の適用などが問題になっていたのにどうして同じような病気なのにポリオと水俣病では対応が違ったのか、と尋ねました。

これに対し、尾村さんは「ポリオと違い水俣病にはチッソがいる。もし、漁獲禁止の結果、（漁民が）漁獲補償や排水禁止をチッソに迫ったら、チッソから国家賠償を請求される。だから食品衛生法の適用には慎重だった」と答えました。

私はこれを聞いて、チッソの問題は経済的な問題であり取り返しのつく問題であり、住民の命と健康のほうが取り返しのつかない問題であるから、断固として法律に基づく規制をすべきだったと思いました。

四大公害裁判

日本弁護士連合会の第30回人権大会報告書で、昭和40年代の四大公害裁判までの時期について「わが国にあっては明治以来、政府が積極的に公害対策をしてこなかった中で、公害被害者は、自ら立ち上がってその人権を守るために苦しい闘いを強いられてきた。これらの公害被害者が救済されるには四大公害裁判を待たなければならなかった。明治維新以来約100年という暗くて長い道のりを経て、わが国の公害被害者の人権はやっと確立されようとするところまできたのである」と記載しています。まさにそういう状況でした。水俣病裁判を始めとする四大公害裁判は、次のことを明らかにしました。

すなわち、その公害問題解決のためには、因果関係、要するに公害は人間が起こすものであるということ、責任、要するに加害者が公害を起こさない方法を選択できたのにしなかったということ、を明確にしてこれを国民的合意にして解決を図ることが必要である、ということです。

現職総理の謝罪

その意味では、それまでの公害をめぐる歴史は、加害者が因果関係との責任をあいまいにすることを制度として許してきた歴史でもあったということです。この点では、私たちは昭和34年12月30日にチッソが水俣病患者に押し付けた見舞金契約がまさに因果関係と責任とがあいまいにされていたことを想い起す必要があります。

その後、水俣病裁判の歴史は国の責任をも明らかにし、わが国の公害問題でははじめて現職総理大臣の謝罪と政府による解決策が出されるに至りました。

公害は被害に始まり被害に終わるといいます。

田中静子さんと実子さんのご両親はすでにお亡くなりになり、実子さんは生きておられ、お姉さんが世話をしておられます。生前、お母さんの田中アサオさんは自分たちが先に死んで残された実子はどうなるのかと大変心配されていたと聞いています。その意味では多くの水俣病患者の世話をしていくこともまた、家族はもちろん患者の周りにいる私たちに与えられた課題ではないでしょうか。かつて、手弁当で多くの医師や弁護士、学者、研究者、支援の市民の方々が裁判を始めとする水俣病のもろもろの課題に取り組んできました。水俣病患者を介護していく仕組みを造っていく課題はその延長線上の課題であるといえます。

連帯して

私は、そうしたことを前提にした上で、水俣病の悲劇を繰り返さない社会を造っていくことがこれからの私たちの最大の課題であると思います。そのためには、国の内外に向けて水俣で起こった事実と教訓を正確に伝えていくことが必要です。それと同時に私たち水俣病訴訟弁護団は「水俣から未来を見つめて」という本の中でも明らかにしましたが、川辺川利水訴訟やハンセン病国家賠償訴訟、廃棄物処分場裁判、トンネルじん肺裁判を始めとする様々な裁判を取り組んでいます。

それは、例えば、水俣病すなわち公害問題は、ある意味では廃棄物問題であり、水俣湾のヘドロ処理埋立地は巨大な欠陥廃棄物処理場として将来ちゃんとした処理が必要です。また、川辺川利水訴訟問題は大きく、ダムをめぐる上流の五木村から下流の更に八代海の漁民に至る流域住民全体の問題ではあります。その中でも裁判で問題にしているのは、農民が自分たちの意思に基づかないやり方での国やゼネコン主導の事業の押しつけを許さない闘いという意味で、住民の意思を尊重する仕組みを確立していくことであります。私は時間と空間を超えた流域住民の連帯、民主主義の確立が必要だと思っています。トンネルじん肺は労働災害ではありますが、構造的な人体被害をなくす闘いであり、ハンセン病国家賠償訴訟は国による差別や偏見に基づく人権侵害をこの国からいかに根絶していくのかという問題です。私たちは、こうした取り組みで多くの人たちが連帯して共に頑張ること、すなわち人間の尊厳、さらに民主主義的手続をきっちり尊重していく社会を地道につくっていくことが水俣病をくりかえさないための実践であると思っています。

21世紀、ＮＰＯみなまたに期待

私は、公害の原点水俣での地道な活動を踏まえて人間の尊厳を根底にすえた社会づくりこそが水俣病の悲劇を繰り返さないことにつながるということが水俣の教訓であると思っています。ＮＰＯみなまたがこうした立場に立って自らの実践に裏打ちされた水俣病の教訓をいつまでも世界に発信していただきたいと思います。私たちは、水俣病の裁判を通じて公害は人間がつくりだしたものであり、人間の力で解決出来るという確信のもとに、まさに絶望ではなく希望を胸に闘ってきたことを思い起します。ＮＰＯみなまたがこの21世紀をそうした立場から勇ましく船出して行かれることを強く期待して私の話を終わらせていただきます。

〈三郎の家　完成予想図〉

◆三郎の家　心やさしい施設に◆

ひろば

87歳の母は、病院と老健施設のお世話になる状態が続いている。年々、体が不自由になっていく母の姿を目にしていると、老いという現実から目をそむけられない。身の回りのことさえ自力では十分に出来なくても，自分らしさを保ち続けたい、また、社会（家族かもしれない）の一員としての存在価値を見出していたいという意識は強い。そのことは、母の思いとは逆に周囲にとっては手のかかることになる。母の痛い思いはわかっていても、私は毎日の生活の中で、その気持ちを置いてきぼりにしている時がある。

自分に出来ないことを言うのも厚かましいが、「三郎の家」は、老いた者の心の襞（ひだ）に触れる、心やさしい施設であって欲しいと願う。

林　達夫（水俣高校教諭・出水市在住）

ＮＰＯみなまた活動日誌（2001年１月～８月末）

１月31日	ＮＰＯみなまた第１回発起人会
２月９日	出水市への要請・意見交換（その後も継続）
15日	ＮＰＯみなまた第２回発起人会
18日	鹿児島県への要請・意見交換（その後も継続）
３月15日	ＮＰＯみなまた第３回発起人会
４月１日	ＮＰＯみなまた設立総会
	ＮＰＯみなまた第１回準備会理事会
11日	熊本県へ認証申請
27日	ＮＰＯみなまた第２回準備会理事会
６月29日	ＮＰＯみなまた第３回準備会理事会
７月２日	水俣病訴訟弁護団へ建設資金の要請
６日	出水市名護地区で説明会
16日	出水保健所と意見交換
17日	ＮＰＯみなまた認証
24日	ＮＰＯみなまた法人登記
31日	県下ＮＰＯ交流会（熊本県主催）
８月17日	阿久根市グループホーム見学
	ＮＰＯみなまた第４回理事会

☆お知らせ☆

水俣病シンポジウム

□日　時：10月14日（日）　午後２時～
□ところ：水俣市湯の児　山海館
（0966－63－1092）
□主　催：国水総研『報告書』を国民の立場で検証する『水俣病の教訓はこれだ!!』全国市民フォーラム

編集後記☆

水俣病に取り組む若い頃は青年団長をしていたし、水俣病に取り組むようになったのも名護地域で一番早かった。とにかく面倒見がいい、というのが、こんどＮＰＯみなまたの監事になられ、いっしょに水俣病の運動をしてこられた、吉田健蔵さんの橋口さん評です。得がたい人を代表理事に迎えて、理事一同決意をあらたにがんばります。

今号に対するご意見、投稿をお待ちしています。

ＮＰＯみなまた　理事・監事・顧問：よろしくお願いいたします。
代表理事：橋口三郎　　副代表理事：高岡　滋
理事：板井　優　上野恵子　江口睦美　北森清文　草野信子　永野ユミ
中山裕二　花谷　薫　松田繁子　森　葭雄　横山利枝
監事：小崎繁敏　吉田健蔵
顧問：猪飼隆明　金子定邦　千場茂勝　中嶋敏子　藤野　糺